

町田都市計画地区計画計画書（参考）

都市計画金井地区地区計画を次のように決定する。（1988年1月14日町田市告示第281号）

名 称		金井地区地区計画			
位 置		町田市金井町字五号、字六号、字八号、字九号、字十号、字二十四号及び字二十六号各地内			
面 積		約18.0ha			
地区計画の目標		金井土地区画整理事業により公共施設の整備が行われた区域について、良好な居住環境の形成及び保全を目標とする。			
区域の整備する開発方針及び保全に	土地利用の方針		地区を、低層の戸建専用住宅の地区と、集合住宅専用の地区及び都市計画道路沿いの沿道利用を図る地区の三つに分け、地区特性を生かした土地利用を図る。 また、地区内に設置された緑地は、周辺の自然環境との調和を図り、地区的良好な居住環境を保護するため、その維持と保全を図る。		
	地区施設の整備の方針		金井土地区画整理事業により整備された道路網、公園について、その維持と保全を図る。		
	建築物等の整備の方針		住宅地として良好な環境の形成と保全のために必要な規制と誘導を行う。また、良好な街並み形成のため、かき、さく、は生がきとするよう努めるものとする。		
地区整備計画	位 置		町田市金井町字六号、字八号、字九号、字十号及び字二十四号各地内		
	面 積		約14.5ha		
	地区の区分	地区の名称	低層専用住宅地区	集合住宅地区	沿道利用地区
		地区的面積	約11.1ha	約0.7ha	約2.7ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 住宅（長屋住宅を除く。） 2. 住宅で診療所の用途を兼ねるもの（入院施設のあるものを除く。） 3. 上記1及び2の建築物に附属するもの 4. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの		次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 長屋住宅及び共同住宅 2. 上記の建築物に附属するもの 3. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの	
		建築物の敷地面積の最低限度	150m ²	165m ²	150m ²
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上でなければならない。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 2. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m ² 以内のとき。 3. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下のとき。		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.5m以上でなければならない。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 2. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m ² 以内のとき。 3. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下のとき。	
		建築物等の高さの最高限度	最高の高さ 9m 軒の高さ 7m		10m
	土地の利用に關する事項	樹林地、草地等の保全に関する制限	金井土地区画整理事業により設置された緑地は、良好な居住環境を確保するため、その維持と保全を図る。 ただし、通常の管理行為、緑地保全の目的で行う工作物等の建設、非常災害のため必要な応急措置として行う行為その他市長が必要と認めた行為は、この限りでない。 (面積約 0.6ha)		

「区域、地区施設の配置、及び地区の区分等は計画図表示のとおり」
理由 本地区の良好な居住環境の形成と保全を図るために地区計画を決定する。